

静岡市児童館条例の一部改正について

静岡市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童館条例の一部を改正する条例

静岡市児童館条例（平成15年静岡市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

静岡市草薙児童館	静岡市清水区草薙一里山3番1号	を
----------	-----------------	---

」

静岡市草薙児童館	静岡市清水区草薙一里山3番1号	に
静岡市三保羽衣児童館	静岡市清水区三保1077番1	

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 静岡市三保羽衣児童館に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、静岡市児童館条例第9条から第11条までの規定の例により行うことができる。